

費用弁済・各種手当一覧(対象事業及び費用の支給限度)

(1) 諸謝金(科目:①諸謝金)

摘要	内容	金額	備考
審判謝金	主審	7,000 円以内/	1 試合
	副審	4,000 円以内/	1 試合
	第四審	2,000 円以内/	1 試合
マッチコミッショナー謝金	MC 業務	5,000 円以内/	1 試合
審判アセッサー謝金	アセッサー業務	5,000 円以内/	1 試合
講師謝金	指導・講演	5,000 円以内/	1 コマ

(2) 旅費(科目:②旅費)

- 私有車利用の場合(走行距離)
 - ・旅費精算は、35 円/1Km で支給する。
 - ・高速道路通行料金は、実費払いで領収書と引き換え。

● 公共交通機関の場合(鉄道、バス、船舶、飛行機)

鉄道・バス・船舶の場合	利用料金支給(WEB 検索料金)
飛行機の場合	領収書添付で実費支給
タクシー	領収書添付で実費支給 ※公共交通機関での移動が難しい場合のみ利用可能とする。

● 宿泊を伴う場合

宿泊費	領収書添付で実費支給※原則として一泊1万3千円以内。
-----	----------------------------

(3) 賃借料(科目:③賃借料)

(4) 賃金(科目:⑧賃金)

摘要	内容	金額	備考
1 種学生委員長賃金		5,000 円以内/	1 ヶ月
1 種学生副委員長賃金		3,000 円以内/	1 ヶ月
熊本県学生サッカー連盟事務局長賃金		1,000 円以内/	1 ヶ月
大会視察日当		5,000 円以内/	1 日
大会役員日当		5,000 円以内/	1 日
大会委員長賃金		15,000 円以内/	1 大会
大会事務局長賃金		10,000 円以内/	1 大会
事務局賃金		1,100 円以内/	1 時間
会場責任(担当)・運営責任(担当者)賃金		5,000 円以内/	1 日

(5) 会議費(科目:⑨会議費)

摘要	内容	金額	備考
県協会・委員会・学連会議又は県協会に準じる会議		2,000 円以内	1 回
九州協会・九州大学サッカー連盟会議又は九州 FA に準じる会議		3,000 円以内	1 回
JFA 会議又は JFA に準じる会議		5,000 円以内	1 回

一覧にない費用弁済・手当については、1 種学生委員会で協議して決定する。